

プトレマイオス朝エジプトにおける在地社会の変容

—エドフの事例を中心に—

石 田 真 衣

はじめに

ヘレニズムの文化を語ろうとするとき、支配する側にあるギリシア文化と、支配される側にあるオリエント文化の出会い、対立、あるいは共存といったさまざまな文化変容のあり方が問題となってくる。従来、ギリシアとオリエントの関係については、ギリシア文化の一方的な伝播と優位性が評価される傾向にあったが、近年では、オリエントの側からの視点が個別研究において重要視されるようになってきた。わが国においては、大戸千之氏の『ヘレニズムとオリエント—歴史のなかの文化変容』によって、このような観点からの見直しが指摘され、すでにセレウコス朝シリアの文化変容について詳細な検討がなされている。

一方、プトレマイオス朝エジプトについては、高橋亮介氏によって欧米学界における近年の修正論と新たな研究成果が紹介されているが、まだ具体的な実証研究は緒に²⁾たばかりである。そこで本稿では、前三世紀後半の伝統社会エドフを取り上げ、近年の研究動向を反映させるかたちで、やや立ち入った検証を試みる。

エジプトには他地域では類例のない豊富なパピルス史料が残されており、王朝の支配構造が地域の人間関係のなかで具体的にどのようなように作用していたかについてまで、ある程度の推測が可能である。ところが、これまでプトレマイオス朝のエジプト社会については、もっぱらギリシア語パピルス文書を基礎史料としてきた結果、王朝の中央集権的な性格ばかりが強調され、在地社会の実態にまで迫る議論

はなされてこなかったきらいがある。それに対して、近年わが国でも紹介されたマニングによる業績は、在地社会に即した幅広い史料の活用によって、これまで議論されてこなかった上エジプトの実態を明らかにし、それにもとづく国家像の修正を論じたことで、新たな潮流を生み出したといつてよい。マニングによれば、プトレマイオス朝の中央集権体制は、在地社会に定着した地方官僚の協力があつてこそ実現されるものであり、従来強調されているほど強固なものではなかったという。これまで看過されてきた在地社会への注目は、今後のプトレマイオス朝研究にきわめて重要な方向性を与えるものである。しかし一方で、全体的な国家論を論じようとするあまり、地域の重層的な特質が不鮮明になっているともいえる。

そこで筆者はマニングの研究を下敷きとしながらも、エドフというエジプトの伝統的な一地域を取り上げ、ミクロな在地社会の視点から近年修正されつつある国家像を逆に検証してみたい。

神殿研究の進展に伴い、エドフは文書研究の分野においても注目されるようになってきた。土地保有に関するパピルス史料は、すでにマニングによって編纂されている。し

かし、この史料集には、まとまった分析がなされていない。また、エドフが位置する上エジプトは、従来プトレマイオス国家像を構築するうえで対象とされてきた下エジプトに対して、無視されてきた地域であり、上エジプトの個別研究は、十分に進められていないのが現状である。したがって、エドフを取り上げることによって、在地社会の一事例として、総体的な地域研究が可能となる。

本稿は以下のような構成をとる。第一章では、これまでの研究史をふりかえり、プトレマイオス朝支配下の国家像について検討する。第一節では、一九世紀末から二〇世紀前半にかけてのプトレマイオス経済史研究について、第二節では、伝統学説への批判と新しい史料の出現に伴う近年の研究について紹介する。第二章では、上エジプトの支配体制について現在の研究状況を紹介したうえで、筆者がケース・スタディとして取り上げる前三世紀のエドフを概観し、エドフにおける経済組織と、それを通じての国家の支配体制について検討する。第三章では、エドフにおける土地取引に関する「家族文書」と呼ばれる史料群を分析し、前三世紀における伝統社会のありようを明らかにする。

第一章 プトレマイオス国家像の再検討

第一節 中央集権的専制国家

エジプト史においてプトレマイオス朝として知られる三〇〇年間は、豊富なパピルス文書史料を残しており、一九世紀末以降、ヨーロッパの古代史学界においてプトレマイオス王朝史はヘレニズム時代史研究のなかでもとりわけ活発な研究領域であった。現存する当時のパピルス文書は大半が王朝の財政に関係した内容の文書であったため、プトレマイオス王朝史の研究の多くは社会経済史研究に向かうこととなり、それが同王朝史研究の大きな特徴のひとつとなった。

なかでも、ブレオーの『ラゴス王朝経済』とロストフツエフの『ヘレニズム世界の社会経済史』は今日でもなお重要な古典となっている。両研究を基礎に置く一九世紀末から二〇世紀初頭にかけてのプトレマイオス朝経済史研究は、貢納制的性格をもつ「王室経済」に焦点を当て、プトレマイオス国家を少数派のギリシア人と軍人階層によって支配された合理的かつ専制的中央集権国家とみなした。余剰生産物を搾取するために組織された官僚制は、エジプト

の旧体制、あるいは同時代の他のヘレニズム国家との比較から、高度に能率的であるとされ、王は国家に認められた仲介者と大規模な官僚制を通してすべての財源を要求し、エジプト全土に対して絶対的権力を保持したとされた。

このような解釈は「収税法」やテプテュニス・パピルスといったギリシア語の行政パピルス文書に基づくものである。「収税法」は前二五九年にプトレマイオス二世によって発布されたもので、国家の経済システムに関わる規定である。なかでも国家の独占事業についての項目からは、国家全体が王の家産（オイコス）とみなされ、あらゆる産業および土地収益は王のもとで統制されたことを想定させる。たとえば、製油業についての項目は、採油植物の播種、収穫、製油、販売までが国家の管理下に置かれ、植物の秘密栽培や油の密造は禁止されていたことが示されている。テプテュニス・パピルスはプトレマイオス朝によって開拓事業が奨励されたファイユーム地方のテプテュニスから出土した一連の文書群である。それらのうち代表的なものに財務長官（ディオイケテス）からノモスの財政を担当するオイコノモスへの指令書がある。そのなかでは主に農作物の管理、国家の独占事業、オイコノモスの業務事項につい

て述べられている。初期の研究者たちはこれらの史料から複雑な官僚体制と、その監督下にある生産の効率管理を読み取ったのである。これらはターンによって「二〇世紀より以前に知られる最も徹底した国有化制度」とまで形容されるに至った。¹¹

第二節 伝統学説批判と新たな国家像

さて、前節で示された中央集権的専制国家という通説のモデルは、一九六〇年代以降批判にさらされ、見直しが進んでいる。たとえば、サミュエルは、ウエーバーやロストフツェフの研究において、経済的發展や成長が古代人にとつての半ば自明の目標と見なされていることを批判した。彼は行政パピルスの読み直しを受けて、プトレマイオス国家の関心は生産の統制というよりも歳入の最大化であり、「収税法」は実際の機能が困難であった徴税システムを合理的かつ効率的に運営しようとする意図の表れであるとした。¹² また、一見複雑に発達した官僚組織についても、王の合理的な計画に従って生まれたのではなく、さまざまなレベルのギリシア人役人たちのその日の活動の集合体にすぎないとし、複雑な官僚制は非合理性の結果であった

と主張している。¹³ サミュエルによれば、前節で述べたオイコノモスへの指令書についても、常に実践されるものではなく、儀礼的な意味合いを持つエジプトの伝統的な書記システムに帰せられる。¹⁴

クロフォードは、ファイユーム地方のケルケオシリス村について詳細な研究を行った。彼はテプテュニス出土のメンケス・アーカイブやゼノン・アーカイブの分析から、プトレマイオス朝の農業形態には地域差があったこと、エジプト人とギリシア人の文化的融合は達成し得なかったことなどを指摘し、生産システムの多様性を明らかにした。¹⁵

これらの研究は、強力な中央集権国家という通説の前提に疑問を投げかけ、特殊性や順応性のある政治形態を主張している。しかしながら、これらの見解は、主にファイユーム地方から出土したギリシア語パピルス文書に根拠を置くものである。ファイユーム地方は当時のエジプト全土における農耕地のおよそ五%から七%を占めるにすぎず、多くのギリシア人新居住地を含んでいるため、エジプト全体の典型とみなすことはできない。¹⁶ プトレマイオス国家の全体像を捉えるには不十分である。ここでの問題点として、当時のエジプト語であったデモティック（民衆文字）の研究

究およびその史料刊行の遅れを考慮しなければならぬが、とりわけ経済史に関しては、特定のギリシア語文書に議論が集中しすぎた結果、そこから想定される複雑な官僚制と効率的な富の収奪体系を強調しすぎたことも指摘されるだろう。プレオーとロストフツェフは、史料の偏在とその危険性を認識してはいたが、近代的な経済観念とギリシア文化を中心に評価するヘレニズム概念が彼らの研究の底流を成していたと考えられる。¹⁷

このような地域と史料の偏差に対する問題意識からプトレマイオス国家・社会像を再検討しようとするとき、エジプトの伝統社会に注目することが有効であると考えられる。近年のプトレマイオス朝史研究は、一九八〇年代からのパピルス学の進展を背景に、従来の史料を見直すとともに、新しい史料の刊行を通じてエジプト学の観点を取り入れたポスト・コロナアル的視座を提供しうる活発な研究対象となっている。¹⁸

たとえば、ジョンソンは、ギリシア語史料とエジプト語史料の分析におけるバランスの欠如を指摘したうえで、テーベ地方から出土したエジプト語史料を分析し、エジプト人神官の経済的役割と、それに支えられた伝統的な神殿経

済はプトレマイオス朝経済にとって重要な要素であったと主張している。¹⁹ また、マニングはギリシア語史料とエジプト語史料、ファイユーム地方とテーベ地方のそれぞれを視野に入れ、土地所有体制の観点からプトレマイオス朝エジプトの国家像を論じるなかで、歳入の増加を目指すシステムには地方官僚の協力が不可欠であったとし、地方行政に配慮した国家統制を想定している。²⁰ このように、近年では、史料の不均衡を是正しようとする基本的視座のもと、ギリシア人とエジプト人の関係形成の在り方について地方レベルからの多角的な研究が進められている。

こうした近年の動向を踏まえ、本章では具体的に、エジプトの地域社会像を明らかにする作業の一環として、冒頭にも述べたように、伝統社会エドフにおける土地取引に関して、「家族文書」と称される一連の史料群を分析対象とし、在地社会の実態を明らかにしたい。上エジプトの土地取引を取り上げるのは、エジプト伝統社会の本質を反映しながらも、次第に新しい体制のうちに組み込まれていく過程のなかで、そこに従来の史料分析だけではとらえきれない在地社会と支配権力の関係が現れると考えるためである。

第二章 前三世紀における伝統社会エドフ

第一節 プトレマイオス朝下のテーベ地方

伝統学説の基盤となる史料が、いずれもファイユーム地方に限定されていたことはすでに述べた。ファイユーム地方の本格的な開発は第一二王朝（前一九八五―前一七七三年）とプトレマイオス朝時代に集中して行なわれた。²¹したがってファイユーム地方にはエジプト人の神殿や町が数多く存在する。しかし、プトレマイオス一世および二世時代の大量のギリシア人、とりわけ開拓軍人の移民と開拓計画は、古代からのエジプトの景観を大きく変化させた。²²

プトレマイオス朝はなぜファイユーム地方を開発したのであろうか。その理由としては主に二点を挙げることできる。一つは、ファイユーム地方の自然環境が大規模な開墾に適していることにある。新しい土地を開墾することによって、王室の直接的な政治支配が可能となる。軍人あるいは官僚に土地を与えることによって政治的・経済的権力を行使することは、プトレマイオス朝期以前の慣習であった。²³もう一つは、首都アレクサンドリアと古代の政治的な中心地であったメンフィスに地理的に近いということ

である。メンフィス―アレクサンドリア間は交易ルートとして確立していたため、交易品の供給が容易となっていた。²⁴

これに対して、上エジプト、とりわけテーベ地方におけるプトレマイオス朝の支配体制はどのようなものであったのだろうか。ファイユーム地方がギリシア人によって新しくつくられた土地であるのに対して、古代の神殿がひときわ目立つテーベ地方は、古代エジプト文明の名残として描写されるかもしれない。テーベ地方はサイス朝（前六六四―前五二五年）あるいはベルシア時代（第一次支配：前五二五―前四〇四年、第二次支配：前三四三―前三三二年）のもとで、政治の中心が北へ移動したにもかかわらず、経済的に重要な場所であり続け、第一二王朝における神政国家の樹立からプトレマイオス朝時代に入るまで、半独立地域であった。²⁵さらにテーベ地方は、プトレマイオス朝のもとで、エジプトの伝統的な境界線であり、要塞都市でもあったアスワンから古代からの中心地アビュドス付近まで拡張した。²⁶

上エジプトは新王国初期から、カルナック神殿における国家祭儀と結びついた強力な宗教センターであった。なか

でもテーベ地方の諸神殿は歴史的に広大な神殿領を保持し、それらに属する神官は政治的にも影響を及ぼした。神殿はその宗教的な重要性に加え、地方の社会経済の中心地でもあった。ラメセス時代のハリス・パピルスやウィルボ―・パピルスは、テーベ神殿群の広大な土地所有とそれらと結びつくさまざまな社会階層によって形成される神殿共同体ともいべき社会を示唆する。²⁷ プトレマイオス朝は、神殿の重要性を認識していたために、ファラオ時代からの慣例であった神殿領の贈与と神殿建設を奨励するのみならず、新しい王朝祭儀と神官職を創設した。²⁸ これらはプトレマイオス王のファラオとしての正当性を高めるとともに、支配者と民衆の仲介者となる神官層を取り込むというプトレマイオス朝の基本方針を示すものである。

さらに、プトレマイオス朝期の支配下では、ナイル川に沿って、とりわけテーベ地方にある交易ルートの最終地点に要塞が建設された。²⁹ これは南方および紅海からの交易品の管理を目的とする。コプトスやエドフのような重要な場所は、アフリカ象や貴石、東方砂漠からの金など、アラビアやアフリカからの交易品が流入する紅海の交易ルートの最終地点であった。特に、プトレマイオス二世フィラデル

フォスはこの交易の発展に積極的で、ペレニケに港を建設し、ナイル渓谷と紅海沿岸の間の交易ネットワークを展開させた。³⁰

要塞都市に加えて、プトレマイオス一世ソテルはエジプト南部における行政上の中心地、プトレマイオスを建設した。プトレマイオス建設の意図については、僅かな史料しか残されていないため推測の域を出ないが、地理的観点からみると、首都からの距離を考慮に入れ、テーベ地方の政治的支配を維持するために必要とされたのであろう。同地域の中心的な宗教都市であったテーベからは離れているが、そこは潜在的に不穏であった地域を支配するには十分に近い場所であった。³¹ プトレマイオスはストラボンによってテーベ地方で最も大きな都市として描写されていることから、前一世紀末までにはこの地方において重要な都市となっていた。³²

エドフから東へ九七キロメートルの地点に建てられた石碑には、

(ナイル)川からこの地点まで四六一スタディオーン。
プトレマイオス・ソテルの息子、プトレマイオス王の

治世二八年、エベイフ月、リュシマコスの息子ロドン、
プトレマイス市民、三(区)のトパルケスが(この石
碑を)立てた。³³(括弧内はマニングによる復元)

とある。この碑文は、その年代すなわち前二五八年に建てられたものである。マニングによれば、ファイユーム地方のように、トパルキア(郡)がこの時期から徴税区単位として使われていた可能性は低い、これはテーベ地方が地方的にプトレマイスによって管理されていたことを示唆する。³⁴

上エジプトには新しい町が建設されたが、とりわけ古代からの中心地における支配体制は、神官団との交渉と要塞建設の両方によって支えられていたといえよう。このように、エジプトの大半を占める上エジプトと、政治的にも文化的にもギリシアの要素が強いファイユーム地方やアレクサンドリアを含むデルタ地方は、その支配体制において明確な相違点があり、このことは通説的な国家モデルの再考を促しているのである。

第二節 エドフの概観

テーベから南へ約七五キロメートルに位置するエドフ(ギリシア名、アポロノポリス・マグナ)は、ファラオ時代から交通の要衝として、また王権の象徴であるホルス神の信仰地として、重要な町であった。³⁵この町のほぼ中心に位置するエドフ神殿(別名、ホルス神殿)は、エドフの主神ホルス・ベヘデティに捧げられたものであり、現存するエジプトのすべての神殿のなかでも最も完全かつ良好に保存されている。³⁶エドフ神殿の再建は歴代のプトレマイオス王たちによって奨励された。それは前二三七七年に始まり、前一世紀になってようやく完成する。

エドフ神殿の再建は、プトレマイオス朝の地方支配の一環として非常に重要な意味をもった。プトレマイオス朝がとりわけエドフに関心を示した理由は、エドフの地理的環境にもある。エドフは東西に六キロメートル、北に一三キロメートル、南に一五キロメートルの広大かつ肥沃な地域の中心にあり、そこはまた多くのキャラバンが行き交う東西交易ルートとナイル川に沿った南北交易ルートの交差点に位置しており、古代からの経済の中心地であった。³⁷そのため交易の要衝であったエドフには、前節で述べたように、

要塞が建設された。ディーツエによる神殿と駐留軍の関係についての研究によれば、エジプト神官職の称号をもつギリシア人軍人が神殿内に建てた碑文は、軍の駐留地が神殿領内に建設されていた可能性を示すものであり、ギリシア人軍人は要塞を管理するだけでなく、エジプト神官職の一員として神殿業務にも影響を与えることができた。³⁶

エドフ神殿に要塞があったという証拠はないが、ギリシア人駐屯兵の存在を示す嘆願書が発見されている。この嘆願書は、「監視官、アポロノポリス・マグナのクレルコイ（駐屯兵）の一人」という称号をもつフィロタスという名の嘆願者が、新しい灌漑機械を王に見せるために書いたものである。³⁹これは前三世紀半ばの氾濫水位の下降によって早魃が起こった事実と関連している。この史料が示唆する重要なことは、自然環境の変化にすばやく反応し、灌漑技術を改良しようと行動したのは、王でもアレクサンドリアの学者でもなく、地方の一個人であったということである。

いずれにせよ、この地に定着したギリシア人の存在が、前三世紀という早い時期から認められることは確かである。このことは、エジプト農村社会に前四世紀末からすで

にギリシア人が定着していたことを明らかにしたアコリスの考古学的調査からも裏付けられる。⁴⁰

第三節 エドフにおける経済組織

それでは、プトレマイオス朝によるエドフ神殿の再建は、在地社会にどのような変化をもたらしたのであるうか。ここに前三世紀のエドフ神殿に関わる貴重な史料がある。

エウフロニオスからミロンへ。この手紙を読むと直ちにエドフ諸神殿の銀行官から貯蓄を受け取り、そして穀物倉庫の担当者から、最初から現在まで、月ごと年ごとに正確に測定された穀物を、支払われた年を明記したうえで受け取るべし。上記のことを慎重に実行し、後任者のために我々のところへ送るべし。我々が用意している残りの報告書を都市（アレクサンドリア）へ送ることを妨げることのないように。支払いはテオスとアンドロンによって監視されるべし。以上。二五年パイニ月二四日。⁴¹（裏面：ミロンへ）（括弧内はマニグによる復元）

これはテーベにいるエドフ州の徴税役人エウフロニオスが、エドフにいる補佐官ミロンに宛てた書簡である。この文面からは、神殿内に銀行と穀物倉庫が設置されていたこと、そして神殿財政の詳細な情報が首都アレクサンドリアへ送られたことがうかがえる。プトレマイオス時代の銀行と穀物倉庫の正確な分布は不明であるが、少なくともテーベ地方においては前二五五年から確認されている。エドフ神殿の建設には、明らかに新しい経済組織を組み込む意図があったと考えられる。この限りでは、ロストフツェフ、ブレオーラの通説に近い、統制的な官僚国家像を追認する史料ということになるのかもしれない。

しかしながら、上記の書簡が送られてから一週間後にエウフロニオスは再びミロンに宛てて、報告の遅滞を咎める内容の書簡を送っている。⁴³つまり、そこには国家原則から外れた社会実態が顔をのぞかせているのである。これらの経済組織およびそれに伴う官僚制が、実際にどれほど効率的に機能していたかどうかについては、さらなる史料の検討が必要である。

いずれにせよ、エドフは神殿を媒体として国家権力の影響を少なからず受けていたといえる。それでは、神殿の重

要な収入源であった神殿領の運営にはどの程度まで国家権力の影響が及んでいたのであろうか。ロストフツェフによれば、とりわけ上エジプトにおいて神殿によって保有された土地は、国家の圧力を逃れ、古来の様式で耕作された。⁴⁴しかし、冒頭でも述べたように、この見解は上エジプトの史料が十分検討されないままに打ち出されたものであるため、実態に即した史料に基づき再考する必要がある。

第三章 エドフにおける土地取引の側面

第一節 ハウスヴァルト・アーカイヴについて

いよいよ本稿で中心的検討対象となる、いわゆる「家族文書」(ファミリー・アーカイヴ)に目を転じてみよう。これは古典古代において共通の目的で集められ保管されていた証書の集成であり、一般にその多くが家族の財産に関する史料である。⁴⁵筆者が「家族文書」に注目するのは、財産や家族といった私的領域に踏み込むことで、在地社会の実態が浮かび上がってくると考えるためである。

前三世紀におけるエドフのアーカイヴは三点確認されている。⁴⁶そのうち二点が公的な文書群であり、本稿第二章第

三節で扱ったミロン・アーカイヴも含まれる。私的な文書群は、主史料として以下で分析するハウスヴァルト・アーカイヴのみである。

ハウスヴァルト・アーカイヴ（以下パピルスの略号は P.Hausw.とし、ナンバーはマニングに従う）は、パレフの息子パプスなる人物が合計九点の証書（P.Hausw.2,8,9, 11,12,16,17,24,25）における契約当事者であることから、慣習的にパプス・アーカイヴとしても知られている。⁴⁷このアーカイヴは、前二六五年から前二〇八年のあいだに取り交わされた四点の婚姻契約書、一一点の土地売買契約書、そのほか土地の譲渡・抵当・贈与の契約書と数点の断片とをあわせて、合計二五点から構成されており、契約書の言語には、主にデモティックが使用されている（表1）⁴⁸。ここでは、これらのうち比較的文书数の多い土地売買契約に焦点を当ててみたい。

第二節 土地売買の形式

土地売買文書の多くは売却証書と権利譲渡証書から構成されている。両証書は同じパピルス紙面に書かれており、パピルス裏面には証人の名前が記されている。次に例に挙

げるのは、ハウスヴァルト・アーカイヴのうち、四メートル以上の長さを持ち、現在刊行されているデモティック史料のなかで最長のパピルスでもある P.Hausw.10 である。まずは売却証書から訳出してみる。

プトレマイオス王の治世二年ペレト季一月。家畜番、エドフのホルスに仕える者、パレフの息子ホルが、家畜番、エドフのホルスに仕える者、ホルの息子パイウイウに（以下のことを）言った。「あなたは、私に全額を支払った。あなたは、ベルウレメ（？）の高地に属する王の土地における高地の売値で私の心を満足させた。〔中略〕私はそれをあなたに売った。あなたは私にその対価を貨幣で支払った。私はあなたからそれを受け取った。それは残りなく支払われた。私の心はそれに満足した。それらはあなたのものである。〔中略〕あなた以外誰にもそれらに対する権利を行使することはできない。あなたに対して誰かがそれらに関して、あなたからそれらを取る者、あるいは一部を取ろうとする者については、私の名において、それらはあなたのものではないと忠告して、あなたからその者を

表1 ハウスヴァルト・アーカイヴの構成

| No. | 年代(BC) | 契約内容 | 譲渡者 | 取得者 | 書記 | 写し | 登録証明 |
|-----|---------|------|------------|-------|-------|----|------|
| 1 | 265 | 土地売買 | 家畜番 | 家畜番 | パヘレット | | |
| 2 | 240 | 土地売買 | 家畜番 | 家畜番 | パテネフィ | ○ | ○ |
| 3 | 245 | 土地売買 | 家畜番 | 女性 | パテネフィ | | |
| 4 | 247-221 | 婚姻契約 | 家畜番 | 女性 | パテネフィ | | |
| 5 | 219 | 土地譲渡 | 家畜番 | 女性 | パヘブ | | |
| 6 | 219 | 婚姻契約 | Blemmye | 女性 | イニムウ | | |
| 7 | 243 | 土地売買 | 家畜番 | 女性 | パテネフィ | | |
| 8 | 240 | 土地売買 | 女性 | 家畜番 | パテネフィ | | ○ |
| 9 | 240 | 土地売買 | 女性 | 家畜番 | パテネフィ | | ○ |
| 10 | 264 | 土地売買 | 家畜番 | 家畜番 | パヘレット | ○ | |
| 11 | 224 | 土地売買 | 家畜番 | 家畜番 | パテネフィ | | |
| 12 | 220 | 土地売買 | 家畜番 | 家畜番 | パヘブ | | |
| 13 | 243-222 | 土地贈与 | 家畜番 | 女性 | | ○ | |
| 14 | 208 | 婚姻契約 | 家畜番 | 女性 | パタウイ | | |
| 15 | 217-216 | 婚姻契約 | Megabarian | 女性 | ホル | | |
| 16 | 221-220 | 競売 | 家畜番 | 家畜番 | | | |
| 17 | 213 | 土地譲渡 | 家畜番 | 家畜番 | ホル | | |
| 18 | 212,211 | 土地賃貸 | 女性 | ギリシア人 | パヘブ | | |
| 19 | 不明 | | | | | | |
| 20 | 不明 | | | | | | |
| 21 | 3c | 不明 | 家畜番 | 女性 | | | |
| 22 | 不明 | | | | | | |
| 23 | 不明 | | | | | | |
| 24 | 3c | 土地譲渡 | 家畜番 | | | | |
| 25 | 215 | 土地売買 | 家畜番 | 家畜番 | イニムウ | | |

*BlemmyeとMegabarianは民族名である。

遠ざけるだろう。そして私はいかなる証文、いかなる訴訟、いかなる事について、いかなる時においてもあなたのために証言するだろう。〔中略〕上記のすべての権利に関して、裁判の家において、あなたの後、私の後にもたらされる権原を証明する宣誓を求められたならば、いかなる訴訟も、あなたに対するいかなる事も引き合いに出すことなく、私は宣誓するだろう。』
パヘブの息子、パヘレトが記した。⁴⁹（裏面に一六名の証人リスト）（括弧内筆者）

このように売却証書は、売却主体が収入金に満足したと、買得主体が唯一の所有者であること、何者も当該譲渡に異議を唱えないこと、買得主体に対して買得地に関する法的権利の一切が売却主体によって保障されることを主張している。

これに対して、権利譲渡証書は同一の内容を含みながら簡潔に記されている。

プトレマイオス王の治世二二年ペレト季一月。家畜番、エドフのホルスに仕える者、パレフの息子ホルが、家

畜番、エドフのホルスに仕える者、ホルの息子パイウイウに（以下のことを）言った。『私はベルウレメ（？）の高地に属する王の土地におけるあなたの高地について、あなたとは関係をもたない。〔中略〕あなたに対して誰かがそれらに関して、あなたからそれらを取る者、あるいはその一部を取ろうとする者については、私の名において、それはあなたのものではないと忠告して、あなたから彼を遠ざけるだろう。もし私が彼を遠ざけないならば、私は彼を遠ざけなければならない。そして私はいかなる証文、いかなる訴訟、いかなる事について、いかなる時においてもあなたのために証言するだろう。あなたは、永遠に生きる王の治世二二年ペレト季一月に作成されたこの右側の売却証書に関して、上記の権利譲渡証書に加え、私に要求することができ。そして私はあなたのために、偽ることなく、いかなるときもそれらの責務を果たすだろう。』パヘブの息子、パヘレトが記した。⁵⁰（裏面に一六名の証人リスト）（括弧内筆者）

このように権利譲渡証書は、売却証書とほぼ同じ文書形

式であるが、特に買得主体に対する財産権の保障を強調している。

ここで注目すべき両証書の文書形式上の特徴は、土地の対価や土地の大きさ、取引された日付についての言及がなされていないことである。ムニユールの末期王朝時代におけるエジプトの売買取引に関する研究によれば、売買契約の発展における第二段階として、第二五王朝（前七四七―前六五六年）から第二六王朝（前六六四―前五二五年）にかけて、契約書の言語にデモティックが使用されるとともに、契約行為における観念の変化が起こった。⁵¹ すなわち、これまで契約書の条項で重視されていた売渡金額の明細は書かれなくなり、かわりに受取金額に対する売却主体の満足と買得主体の財産権の保障が強調されるようになった。⁵² したがって、ハウスヴァルト・アーカイヴにおける売買契約証書は、伝統的な売買行為の緩やかな発展の流れに位置づけることができる。

また、伝統的な契約書の特徴として、裏面に記された一六名の証人リストが挙げられる。一六名という人数は、契約の合法性を保証するうえで、慣習的に有効な数であった。⁵³ P.Hausw.10の証人リストには四名の人物の名前の右側にチ

ェックが付けられている。このチェックは契約書の写し（witness-copyと呼ばれる）を作成した者を意味する。証人による契約書の写しは、デモティック契約書が作成された前七世紀半ば以降確認される伝統的な慣習である。⁵⁴ 証人による写しもまた、契約の合法性を保証するうえで重要であった。ハウスヴァルト・アーカイヴにおける証人の写しは三点確認される（P.Hausw.2,10,13）。

ハウスヴァルト・アーカイヴのうち、前二四〇年以降の証書には新しい特徴が見られる。前二四〇年に作成された三点の売買文書（P.Hausw.2,8,9）には、いずれも「王の書記」の称号をもつジエドホルなる人物の署名があり、証文の最後に明確な日付をもってギリシア語の登録証明が記されている。一例として、P.Hausw.2には「八年、パコン月（＝九月）一日、フィロンの代理人ニコンによって記録所に保管された。」と記されている。このことは、契約書の承認と登録が別々に行なわれるようになったことを示している。契約書の登録に関するムースの研究によれば、前三世紀末からはデモティック契約書に別の新しい署名が現れ、登録税が徴収されている。⁵⁶ したがって、この段階においても、登録には手数料が課されていた可能性がある。

新しい制度は前二二一年の P. Hausw. 16 にも見られる。この文書は、数名の家畜番から四五アルーラ（約一ヘクタール）の土地を「王の競売」によつて購入した「パレフの息子パプスと彼の五名の同僚」に対して、その対価を王立銀行に支払うように命じたものである。

家畜番、エドフのホルスに仕える者、フィラエの男たち、タシエレトアメンの息子パレフの息子パプスと彼の同僚五名に対して〔中略〕テーベ長官、王の代理人ムネサルコスから、王の競売において、あなた方が対価すなわち銅一二三デベン、小麦七・五キテと二二・五アルタバを受け取った土地。あなたが権利をもつ土地、そして我々が権利をもつものに関して、あなた方はそれらに関する我々の請求に応じて作成した分割支払計画にしたがって支払わなければならない。〔…〕上記の金額と小麦を最初の分割払いと残りのものにしたがって、王の銀行に（納めること）あなた方は支払計画にしたがって支払わなければならない（以下省略）。³⁷（括弧内はマニングによる復元）

書面からは、王の競売がテーベ長官によって管理されていたことがわかる。同時代のミロン・アーカイヴからは、エドフのある高位神官が亜麻布生産を保証するために土地を担保に入れていたところ、何らかの問題が生じ、国家によつて家を含む土地が没収され、競売にかけられる例が確認されている。⁵⁸ 王の競売は、最大限の歳入を目指す国家によつて、生産や支払いが停滞した土地を没収し、すぐに所有者を割り当てる手段として利用されたと考えられる。

つまり、ここでも史料を読む限りでは通説的な理解、すなわち、国家の介入の手が浸透している様が確認されると解釈されるのかもしれない。

しかし、この土地の競売はこれだけでは終わらなかった。その後すぐに上記の神官はクセノンなる人物にその土地の所有権が渡されるべきであると、徴税官ミロンに訴えた。そして、この土地の所有権をめぐる争いが生じ、ミロンはこの競売の仲介に入った。その結果、本来、国家の利益になるような正当な方法で取り仕切るべき立場にあるはずのミロンは、他者より低い付け値を主張したクセノンを承認したのである。マニングによれば、このミロンの背信行為は、新しい制度が地方官吏によつてしか施行され得なかったこ

とと同時に、公開競売は必ずしも自由市場原理に基づくものではなく、最大の利益を求めるといふ国家の目的は常に達成されるものではなかったことを示唆している。⁵⁹

このようにギリシア語の登録証明や公開競売の例は、国家の関心が私的な土地取引にまで及び、実際に国家役人が介入していたことを示すとともに、前三世紀の段階で、新しい制度がエジプトの最南部にまで浸透していたことを想定させる。ただし、中央の新しい制度が地方で実施されるには、地方の側に合わせるかたちをとるほかなかったのである。

第三節 土地売買にみる社会関係

次に、契約当事者の人的構成からその社会関係に立ち入って検証を進めてみる。断片を除く合計一八点のうち、一五点の文書において、少なくとも売却あるいは買得主体のどちらか一方は、「家畜番、エドフのホルスに仕える者」という称号を保持している。おそらくエドフ神殿は神聖動物を保有していたため、家畜とのつながりは重要であった。彼らは家畜番として神殿に仕え、かわりに土地を与えられたと考えられる。マニングによれば、同じ社会グループの

なかでの土地取引は、情報や財産権の施行という観点から、経済的損害を最小限に抑える慣習的な土地利用の例であった。⁶⁰ このことはおそらくエドフの場合にも言えることであろう。

また約半数の文書においては、女性が当事者となっている。前二世紀末まで女性による土地保有が見られないファイユーム地方に対し、上エジプトでは前三世紀初頭から、自らの権利において耕作地を保有する女性が確認できる。⁶¹ 加えて、P.Hausw.2の契約書の写しを作成した四名の証人のうち、二人は「保安警察官」、一人は「ホルス神殿の歌い手」、もう一人は「書記」である。⁶² 称号が確認できる唯一の例であるので一概には言えないが、証人は、特定の法的身分や社会的地位に関係なく参集していたことが予想される。おそらく一六名という人数の多さは、契約の正当性を保証するだけでなく、神殿をとりまく共同体に取引内容を広く公表することにもつながったであろう。

さらに契約の重要な側面として、契約書の作成者に注目してみると、このアーカイヴは、パヘレット (P.Hausw.1,10)、その息子パテネフィ (P.Hausw.2,3,4,7,8,9,11)、さらにその息子イニムウ (P.Hausw.6,18,25)、パップ (P.Hausw.5,

12,18)・ホル (*P.Hausw.15,17*) の三世代にわたる書記家族によって作成されている。このことは、村書記が地方神殿の収益につながる契約書の作成および税の受領証の発行を世襲的に担当するというエジプトの伝統的な書記システムを継承していることを示している。⁶⁴

このように土地取引は、同職集団、村書記、神殿の間でとりむすばれた伝統的な社会ネットワークによって支えられていたといえる。

さらに、前三世紀におけるエドフの在地住民たちの行動は、伝統的な土地保有体制を維持しながらも新しい制度に対して積極的に適応したと言えそうである。アーカイヴのなかで、最初に新しい制度を利用したのは、アーカイヴの中心人物であるパレフの息子パプスであった。彼の行動を追っていくと興味深い所見が得られる。前二四三年、ホルの娘、タイセトがホルサイセトから、中庭と二つの小区画地を購入しているが (*P.Hausw.7*)、その三年後、*P.Hausw.8* によって、タイセトはこの土地をパプスにすべて譲渡している。⁶⁵ パプスは同じ年に、*P.Hausw.2* によって、その土地に隣接した土地を購入している。彼は新しい制度が導入された年から短期間に集中して土地の合併を繰り返している

のである。このような活動には、「土地戦略」とも呼ぶべき土地経営の拡大への周到な計算が見てとれる。

おわりに

以上のように、土地売買文書の分析からは、伝統的な土地取引と土地保有形態が維持される一方で、前二四〇年以降、国家によって推進される新しい制度が、漸進的ではあるが、しかし着実に伝統社会に入り込んでいたことが明らかとなった。すなわち、前三世紀におけるエドフの社会経済構造は、公開競売、徴税、ギリシア語を媒介とする官僚ネットワークと、家族、職能集団、神殿を通して結びついた伝統的な社会ネットワークとの連携であった。マニングが強調する在地社会における伝統の継続と、社会経済構造の緩やかな変容は、エドフの土地取引文書のなかに示されていたといえる。マニングは、地方官僚の仲介と協力による国家統制の実現を想定している。地方官僚が在地社会と中央の媒介となっていたと論じるとき、マニングは地方官僚が在地社会と一定の関係をすでに築いていることを前提としている。しかし、初期においては、地方官僚と在地

社会の関係は、未だ模索段階にあつたはずである。そこで、本稿では、中央から派遣された官僚が、どのように在地社会との関係を結んでいくのかという過程に注目した。第三章で取り上げた補佐官ミロンの背信行為は、在地住民に対する譲歩を示すものといえよう。

プトレマイオス朝の支配が始まってまだ間もない前三世紀におけるエドフの在地住民の選択は、この時代以前の約一千年にもわたる異民族の支配の時代を乗り越えてきたエジプト人の選択のひとつであつたと考えられる。それは外来の異民族の支配に対する自らの再編、あるいは社会の再編である。つまり、地方の伝統社会が支配的な中央にのみ込まれていく一方的な構図ではなく、中央と地方の相互作用、あるいは逆に、伝統社会の側から支配体制を利用し、多様なネットワークと結びつきながら、動態的に展開していくという構図である。

その後、前二世紀からは、徐々にエジプト人地方官僚が出現するようになる。真の意味で地方官僚との協力による統制が、そこではじめて実現されるのではないだろうか。前二世紀以降、地方官僚の変質があつたことを踏まえれば、この時代を通じた地方行政のあり方を再考することも今後

の課題となる。エドフの事例研究は、史料の絶対量の不足からも、きわめて限定された視座を提供するにすぎない。しかし、このような村レベルでの地域研究は、とりわけエジプトが政治・経済・社会的に地域主義を本質とする以上、プトレマイオス朝の支配権力と在地社会の関係のあり方を解明していくうえで、さらなる深化が必要とされよう。

註

(1) 大戸千之『ヘレニズムとオリエント―歴史のなかの文化変容』ミネルヴァ書房、一九九三年。

(2) 高橋亮介「プトレマイオス朝エジプト研究の新動向」『オリエント』四七―一、二〇〇四年、一四八―一五九頁。先行研究には、他に金澤良樹氏の一連の業績がある。例えば「ヘレニズム下のエジプトにおける外来支配文化と在来伝統文化」『歴史学研究』六九〇号、一九九六年、一五八―一六七頁。

(3) Manning, J. G., *Land and Power in Ptolemaic Egypt: The Structure of Land Tenure*, Cambridge, 2003 (以下、Manning, 2003と略す)。

(4) Manning, J. G., *The Hauswaldt Papyri: A Third Century BC Family Dossier from Edfu*, Sommerhausen, 1997 (以下、Manning, 1997と略す)。なお史料が最初に刊行されたのは一

- 九一三年であるが、一九九七年のマニングの刊行までの間、ほとんど史料分析は行なわれていない。
- (5) Préaux, C., *L'économie royale des Lagides*, Bruxelles, 1939; Rostovtzeff, M., *The Social and Economic History of Hellenistic World*, 3 vols., Oxford, 1941; Manning, 2003, p. 21f.
- (6) Préaux, *op. cit.*, pp. 460-463.
- (7) Rostovtzeff, *op. cit.*, p. 255ff.
- (8) マックス・ヴェーバー『古代社会と経済史：古代農業事情』渡辺金一、司削達共訳、東洋経済新報社、一九五九年、三二七頁以下。
- (9) 収税法については以下の史料を参照した。P. Rev. (in Bagnall, R. S. and Derow, P. (eds.), *The Hellenistic Period: Historical Sources in Translation*, Oxford, 2004, pp. 181-195). 以下、パピルス史料の略称は Oates, J. F., et al., *Checklist of Editions of Greek, Latin, Demotic and Coptic Papyri, Ostraca and Tablets*, 5th edition, Supplement 9, New Haven, 2001 に従う。
- (10) オノロノキスの指令書については以下の史料を参照した。P. Tebt 703 (in Austin, M. M., *The Hellenistic World from Alexander to the Roman Conquest: A Selection of Ancient Sources in Translation*, 2nd edition, Cambridge, 2006, pp. 558-562).
- (11) W・W・ターン『ヘレニズム文明』角田有智子、中井義明共訳、思索社、一九八七年、一六二頁。
- (12) Samuel, A., "The Internal Organization of the Nomarch's Bureau in the Third Century B.C.," in: Samuel, A., *Essays in Honor of C. Bradford Welles*, New Heaven, 1966, p. 229.
- (13) Samuel, A., "The Ptolemies and the Ideology of Kingship," in: Green, P., *Hellenistic History and Culture*, Berkeley, 1993, p. 178.
- (14) Crawford, D. J., "The Good Official of Ptolemaic Egypt," in: Maehler, H. and Strooka, V. M. (Hg.), *Das ptolemäische Ägypten, Akten des Internationalen Symposions 27.-29. September 1976 in Berlin*, Mainz, 1978, S. 196.
- (15) Crawford, D. J., *Kerkosiris: An Egyptian Village in the Ptolemaic Period*, Cambridge, 1971, p. 39ff.
- (16) Manning, 2003, p. 14.
- (17) Quaegebeur, J., "Documents égyptiens et rôle économique du clergé en Égypte hellénistique," in: Lipinski, E. (ed.), *State and Temple Economy in the Ancient Near East*, Louvain, 1979, pp. 707-709.
- (18) Rowlandson, J., "Town and Country in Ptolemaic Egypt," in: Erskine, A. (ed.), *A Companion to the Hellenistic World*, Oxford, 2003, p. 263.
- (19) Johnson, J. H., "The Role of the Egyptian Priesthood in Ptolemaic Egypt," in: Lesko, L. (ed.), *Egyptological Studies in Honor of R. A. Parker*, Hanover, 1986, *passim*.
- (20) Manning, 2003, *passim*.

- (21) Manning, 2003, p. 38.
- (22) 下記のチャートは次の論文が詳し。Thompson, D. J., "New and Old in the Ptolemaic Fayyum," in: Bowman, A. and Rogan, E. (eds.), *Agriculture in Egypt. From Pharaonic to Modern Times*, Oxford, 1999.
- (23) Manning, 2003, p. 38.
- (24) Manning, J. G., "The Relationship of Evidence to Models in the Ptolemaic Economy (332-30BC)," in: Manning, J. G. and Morris, I. (eds.), *The Ancient Economy: Evidence and Models*, Stanford, 2005, p. 179.
- (25) Myśliwiec, K., *The Twilight of Ancient Egypt: First Millennium B. C. E.*, trans. by Lorton, D., Cornell, 2000 (Original Polish edition, Pan Obydwu Krajów, Warszawa, 1993), p. 130f.
- (26) Manning, 2003, p. 33.
- (27) 中山伸、「エジプト新王国の社会と経済」『岩波講座世界歴史古代Ⅰ 古代オリエント世界・地中海世界(一)』岩波書店、一九六九年、二四二―二六〇頁。
- (28) Chauveau, M., *Egypt in the Age of Cleopatra*, trans. by Lorton, D., Ithaca/London, 2000 (Original French edition, *L'Égypte au temps de Cléopâtre*, Paris, 1997), pp. 100-109.
- (29) Manning, 2003, p. 35.
- (30) 柘植一雄「ヘレニズム時代における東・南方貿易の発展」『古代史講座13』学生社、一九六九年、八八九―九九頁。
- (31) Manning, 2003, p. 36.
- (32) Str. 17. 1. 42. (ストラボンの『ギリシヤ・ローマ世界地誌Ⅱ』飯尾都人訳、龍溪書舎、一九九四年、五九二頁。)
- (33) SEG XLVI 2120. cf. Manning, 2003, p. 66, n. 5.
- (34) Manning, 2003, p. 67.
- (35) Bagnall, R. and Rathbone, D., *Egypt. From Alexander to the Early Christians*, Los Angeles, 2004, p. 227.
- (36) *Ibid.*, p. 230f.
- (37) Manning, 1997, p. 8.
- (38) Dietze, G., "Temples and Soldiers in Southern Ptolemaic Egypt. Some Epigraphic Evidence," in: Mooren, L. (ed.), *Politics, Administration and Society in the Hellenistic and Roman World*, Louvain, 2000, pp. 87-89.
- (39) P. Edfou 8. 下記の複製は Thompson, 2003, p. 86 及び Thompson, D. J., "Agriculture," in: Walbank, F. W., et al. (eds.), *Cambridge Ancient History*, vol. 7-1, 2nd edition, Cambridge, 1984, p. 365 を参照。
- (40) Suto, Y., "Archaeology and Cultural Change in Early Hellenistic Middle Egypt: Reconsidering the Wine-Making Scene in the Tomb of Petosiris," *Journal of the School of Letters*, Nagoya Univ., vol. 1, 2005, pp. 48-51.
- (41) P. Eleph. 10. Manning, 2003, p. 163 から筆者が日本語訳を行なった。
- (42) Bogaert, R., "Liste chronologique des banquiers royaux

- thebains 255-84 avant J.-C.," *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik* 75, 1988, S. 115f.
- (43) Manning, 2003, p. 163, n. 150.
- (44) Rostovzeff, *op. cit.*, p. 1200.
- (45) Pestman, P. W., *The New Papyrological Primer*, Leiden/New York/Köln, 1994, p. 51f.
- (46) 現在刊行されているパピルス史料の検索サイトとして Trismegistos, (2006, 10, 18), Leuven Homepage of Papyrus Archives, <http://www.trismegistos.org/arch.php> (2006, 12, 7, 取録) を利用した。
- (47) Manning, 1997, p. 2.
- (48) 表一は Manning, 1997 を基に筆者が作成したものである。
- (49) P. Hausw. 10, Manning, 1997, p. 99 から筆者が日本語訳を行った。
- (50) P. Hausw. 10, Manning, 1997, p. 100f. から筆者が日本語訳を行った。
- (51) Menu, B., "Les actes de vente en égypte ancienne, particulièrement sous les rois Kouchites et Saites," *Journal of Egyptian Archaeology* 74, 1988, p. 168.
- (52) *Ibid.*, pp. 169-171.
- (53) Pestman, P. W., "L'agoranomie: un avant-poste de l'administration grecque enlevé par les Égyptiens," in: Maehler, H. and Stročka, V. M. (Hg.), *Das ptolémäische Ägypten. Akten des Internationalen Symposiums, 27-29. September 1976 in Berlin*, Mainz, 1978, S. 203.
- (54) *Ibid.*, S. 203.
- (55) P. Hausw. 2, 史料の記述は Manning, 1997, p. 34 を筆者が日本語訳したものである。
- (56) Muhs, B., *Tax Receipts, Taxpayers, and Taxes in Early Ptolemaic Thebes*, Chicago, 2005, p. 19.
- (57) P. Hausw. 16, Manning, 1997, p. 132f. から筆者が日本語訳を行った。なお、イテシムは約九一ケラム、一キテは約九一・二セント、ニマルタンは約四〇リットル。
- (58) Manning, 2003, p. 84f. 以下の文にもイテシムの事件のプレミンの解釈は極めて。
- (59) *Ibid.*, p. 85.
- (60) *Ibid.*, p. 188.
- (61) Rowlandson J., *Women and Society in Greek and Roman Egypt*, Cambridge, 2003, p. 219.
- (62) Manning, 1997, p. 5.
- (63) *Ibid.*, p. 3f.
- (64) 雑誌の巻頭としては Lloyd, A. B., "The Late Period, 664-323BC," in: Trigger, B. G. et al. (eds.), *Ancient Egypt: A Social History*, Cambridge, 1983, p. 335 を参照した。
- (65) ヒュプシオスとイテシムの契約は Manning, 1997, p. 6 を参照。